

## 東広島市農業委員会令和3年8月（第9回）総会議事録

- 1 開催日時 令和3年8月30日(月) 午前10時00分から11時45分まで
- 2 開催場所 広島中央農協本店 会議棟 2階会議室
- 3 出席委員 17人

### 本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	木原省五	4	窪田恒治	5	台川洋子
6	小倉亜紗美	7	岡土居正弘	8	古本啓之
9	大月みどり	12	荒谷義憲	14	古川國昭
16	吉高信夫	17	長原毅	18	在間輝昭
19	仲伏英雄	20	杉本源藏	21	脇坂俊之
22	高尾昭臣	23	古川みどり		

- 4 欠席委員 6人

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	三見昌嗣	3	清水壽昭	10	岡本義則
11	黒川克輝	13	住井正美	15	原茂正

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 18番 在間輝昭 委員 19番 仲伏英雄 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第 38 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第 39 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画(農地中間管理機構関係分)の決定について

- 議案第 40 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利  
用配分計画案に対する意見決定について
- 議案第 41 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 42 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 43 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 44 号 農地法関係事務処理要領の一部改正について

(5) 報告

- 報告第 28 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の専決処分について
- 報告第 29 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分について
- 報告第 30 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
- 報告第 31 号 西条税務署からの農地等の現況に関する照会に対する回答について
- 報告第 31 号 農地転用（農業用施設）届出の受理について
- 報告第 32 号 農地改良届出の受理について
- 報告第 33 号 農地利用状況調査による非農地判断の専決処分について

(6) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	本 越 秀 己
局長補佐	大 下 宏 治
局長補佐	定 井 芳 紀
農地保全係主査	合 原 茂 宏
農地係主査	津 山 隆 之
農地係主任	和 田 麻依子
農地保全係一般事務員	西 田 直 子

(農業委員会事務局以外の職員)

農林水産課担い手支援係主査	崎 里 恵
---------------	-------

議 長	<p>それでは、これより8月総会を開催いたします。</p> <p>これからは着席の上、議事進行をいたしますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>在任委員数23人中17名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定数に達しております。会議は成立しております。</p> <p>次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。</p> <p>東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、18番の在間委員さん、19番の仲伏委員さんを指名いたします。</p> <p>次に、日程第2の会期の決定についてお諮りをいたします。</p> <p>会期は、令和3年8月30日1日限りとしてよろしいでしょうか。</p>
	<p>&lt; 異議なし &gt;</p>
議 長	<p>それでは、会期は令和3年8月30日1日限りといたします。</p> <p>これより日程第3の議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第38号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程をいたします。</p> <p>なお、この案件は東広島市から意見を求められているため、計画内容については農林水産課より説明をいただき、個々の内容の質問等については農業委員会へ事務委任をされているため、事務局から答弁をいたします。</p> <p>それでは、農林水産課から説明をお願いします。</p>
崎 里 主 査	<p>私から、総会議案第38号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」説明をさせていただきます。</p> <p>資料をご覧ください。</p> <p>今回、議案として提出しております農用地利用集積計画は、利用権設定の貸借権設定と所有権の移転に係るもので、貸借権設定は45件、総面積は106,851.74㎡となっております。所有権の移転は1件で、面積が4,154㎡となっております。</p> <p>詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。</p> <p>なお、今回の農用地利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら、9月3日付で公告することとしております。</p> <p>説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
定 井 局 長 補 佐	<p>それでは、事務局から利用集積率についてご説明いたします。</p> <p>今回の利用権設定、また後ほどご審議いただきます農地中間管理機構関係の議案も、議案のとおりご決定いただきますと利用集積率は24.10%となります。前回3月2日の公告時点での利用集積率が23.97%でございましたので、0.13ポイントの増ということになります。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま農林水産課、事務局から説明がありました。</p> <p>これより質疑に入りますが、本案は本日配付した資料1の議案第38号関係の欄に記載してありますように、在間委員さんが関係者となっております。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該当します。</p> <p>ここで、皆様にお諮りをいたします。</p> <p>会議時間短縮の観点から、先に関係者分の案件を一括してまとめて審議し、その後、関係者分以外の案件を審議したいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。</p>
	<p>&lt; 異議なし &gt;</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、関係者分について先に一括審議することにしますので、該当する委員におかれましては、審議の間、退席をお願いいたします。</p>
	<p>&lt; 在間委員、退室 &gt;</p>
議 長	<p>それでは、議案の事案のうち、議案第38号の関係分について、ご質問、ご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議 長	<p>ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第38号の事案のうち、関係者分について、決定することに賛成の方の挙手を求めま</p>

議長	す。
	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案第38号の事案のうち、関係者分については決定いたします。 それでは、在間委員さん、入室をお願いします。
	< 在間委員、入室 >
議長	続きまして、議案の事案のうち、先ほど異議がない旨、東広島市長へ回答することに賛成いただいた事案以外についてのご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。
	< なし >
議長	ご意見がないようですので、これより採決に入ります。 議案第38号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の事案のうち、関係分以外について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案第38号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定いたします。 次に、議案第39号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。 なお、議案第39号で農地中間管理機構により集積する農地は、全て次の議案第40号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」に基づき、担い手に貸し与えられています。 したがって、農地中間管理機構を介した農地の賃貸という点で密接に関連しております議案第39号と議案第40号を合わせての説明をお願いしたいと思いますので、ご意見はございませんか。
	< なし >
議長	それでは、この案件も東広島市長から意見を求められているため、議案第39号、議案第40号を合わせて農林水産課から説明を求めます。
崎里主査	それではまず、総会議案第39号の「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」説明をさせていただきます。 座って説明させていただきます。 今回議案として提出しております農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）は、3件、5,780㎡で、全て利用権の設定に係るものでございます。 詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。 なお、今回の農用地利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら、9月3日付で公告することとしております。 続きまして、総会議案第40号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」ご説明をさせていただきます。 その前に、資料の訂正をさせていただきますと思います。 農業委員会事務局から説明をいたします。
合原主査	失礼します。 それでは、記載において誤りがありますので、訂正をお願いします。 別紙3、1ページをご覧ください。 下段の表で、2、賃借権、使用貸借権のところ、右側の列の筆数のところです。合計は4筆ですが、内訳のところは誤っておりまして、賃借権、3筆のところは正しくは4筆です。 次に、使用貸借権1筆が誤りで、正しくはゼロ筆です。 申し訳ございませんでした。訂正のほどをお願いいたします。 以上です。
崎里主査	それでは、総会議案第40号の説明をさせていただきます。 今回議案として提出しております農用地利用配分計画案につきましては、農地中間管理事

崎里主査	<p>業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、農地中間管理機構が策定する計画の案でございます。農業委員会からの意見聴取を経て、農地中間管理機構と農地の受け手である各担い手との間で利用権設定を行うための農用地利用配分計画を、農地中間管理機構が策定の上で知事の認可を受けることとなっております。</p> <p>内容につきましては、先ほどの議案第39号でご説明をさせていただいた利用集積計画書により、農地中間管理機構が中間管理権を取得する筆の全てについて、農地中間管理機構と受け手となる担い手であります3経営体との間で賃借権を設定するものでございます。よって、申込筆数及び申込面積についても、先ほどご説明した内容と同様となります。</p> <p>詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。</p> <p>なお、今回の農用地利用配分計画原案につきましては、本日の総会においていただいたご意見を農地中間管理機構に報告することとなっております。</p> <p>説明は以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま農林水産課から説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>まず、議案第39号について、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。</p>
	< なし >
議長	<p>ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第39号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議長	<p>全員賛成ですので、議案第39号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第40号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を上程いたします。</p> <p>この議案は、先ほど議案第39号と合わせて説明がありましたので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。</p>
	< なし >
議長	<p>ご意見がないようですので、これより採決に入ります。</p> <p>議案第40号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議長	<p>全員賛成ですので、議案第40号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定いたします。</p> <p>農林水産課の方、ありがとうございました。退席をお願いします。</p>
	< 崎里主査、退室 >
議長	<p>次に、議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
和田主任	<p>それでは、総会議案の4ページをご覧ください。</p> <p>議案第41号でございます。</p> <p>初めに、議案の差し替えがございます。お手元にお配りした5ページ、6ページの印字がある両面コピーされた議案、こちらを総会議案の該当ページと差し替えをお願いいたします。議案番号116-8について、申請人から取下げ願が提出されましたので、削除しております。取下げ後の申請件数は7件となりました。</p> <p>また、今月の議案のうち113-5については、内容に疑義がございますので、最後に説明させていただきます。</p>

和田主任

それでは、109-1について説明します。

座って説明させていただきます。

経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

なお、譲受人は所有農地を利用権により地域の農事組合法人に貸付けをしておりますが、受人は法人構成員として農業従事していること、また経営地1,410㎡を耕作しており、その従事状況から利用権が終了した後、常時従事できると認められることから、貸付地についても耕作面積に合算しています。

続いて、110-2でございます。

経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。本申請地は現在休耕中で、進入路もなく耕作が不便であるため、隣接の農地所有者に農地を譲渡しようとするものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、111-3でございます。

経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、112-4でございます。

新規就農のため、所有権を移転するものです。

受人は●●歳の方で、会社員をされています。このたび、空き家バンクで農地付の空き家を求め、希望に見合う物件であったことから空き家とともに申請地を取得しようとするものです。申請地では、コマツナやハウレンソウ、大根、スイカなど、自家消費用の野菜を作付する予定で、営農経験のある親族から指導を受けながら営農を行う予定です。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

なお、下限面積については、令和3年7月総会において空き家に附属する農地の別段面積の設定をされており、東広島市の下限面積を満たします。

議案番号が飛びまして114-6でございます。

新規就農のため、所有権を移転するものです。

渡人は病気を患い営農が困難となり、申請地の営農を1年ほど前から受人に手伝ってもらっていました。受人は●●歳の方で、自動車の解体や部品輸出を行う会社の役員で、整備士をされています。これまで7年間にわたり市民農園を借りてニンニクやタマネギ、ジャガイモや大根を作付したり、渡人の依頼で申請地の営農を手伝ってきたことを通じて、農業を安定的に継続して行いたいと考え、このたびの申請に至りました。申請地では、ジャガイモやレタスなど自家消費用の野菜を作付する予定で、労働力は本人及び子2人の3人となっております。必要な農機具も保有されています。

続いて、115-7でございます。

新規就農のため、所有権を移転するものです。

受人は●●歳の方で、会社員をされています。このたび、空き家バンクで農地付の空き家を求め、希望に見合う物件であったことから、空き家とともに申請地を取得しようとするものです。申請地では水稲を作付予定で、●●で水稲を作付している妻の父から指導を受けながら技術習得される予定です。農機具については、●●在住の知人から借りるなど検討されています。

下限面積については、令和3年7月総会において空き家に附属する農地の別段面積の設定をされており、東広島市の下限面積を満たします。

以上、議案番号113-5以外の6件につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。

続いて、113-5について説明させていただきます。

経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

渡人は高齢で耕作ができなくなったため、このたび譲受人に譲渡することとし、受人は自宅からも遠くないため、申請地を取得し経営規模の拡大を図るものです。申請地においては、柿を作付予定です。

ここで改めて農地法3条による許可の要件について説明いたします。

許可要件は、本日配付しております農地法関係事務処理要領の第2部、7ページ以降に記

和 田 主 任	<p>載がございますので、ご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項において、農地等の権利移動についての許可ができないものについて、1号から7号まで列挙されています。</p> <p>そのうち、7ページの中段にあります1の2行目後段の部分には、耕作または養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数から見て、耕作等の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用して耕作を行うことが認められない場合は、農地の権利移動の許可はできないと規定されています。</p> <p>受人は、平成13年6月に競売適格証明により農地を取得され、その後も平成16年8月、平成20年2月、平成23年8月、平成24年2月、直近では平成30年12月に農地法第3条の許可を得て農地を取得されておりますが、現在その大部分が耕作されておらず、一部遊休農地のA判定を受け、また事実上許可を得ることなく転用をされている農地もあるため、許可要件にございます農地等の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められない場合に該当している可能性があります。</p> <p>8ページの上段3行目をご覧ください。</p> <p>「法第32条第1項の遊休農地所有者及び法第51条第1項の違反転用に該当する者は、全てを効率的に利用して耕作を行うとは認められないものとする」とございます。</p> <p>また、8ページの中段にございます②の上から7行目をご覧ください。</p> <p>「また、農地等の権利を取得しようとする者又はその世帯員等が許可の申請の際、現に使用収益権を有している農地等のうちに、生産性が著しく低いもの、地勢等の地理的条件が悪いもの、その他その地域における標準的な農業経営を行う者が耕作又は養畜の事業に供することが困難なものが含まれている場合には、当該農地等について今後の耕作に向けて草刈り、耕起等、当該農地等を常に耕作し得る状態に保つ行為が行われていれば、当該農地等については法第32条第1項各号に掲げる農地には該当せず、農地等の全てを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められるものとする」とございます。</p> <p>事務局において、受人が現在所有している農地を確認いたしました。その全てにおいて生産性が著しく低いもの、地勢等の地理的条件が悪いもの、その他のその地域における標準的な農業経営を行う者が耕作又は養畜の事業に供することが困難なものが含まれているとは認められないという認識でございます。</p> <p>受人が平成30年12月の許可申請の際に、耕作されていない経営地について営農計画書を提出され、全てを効率的に利用して耕作を行うことを約し、総会で許可が認められた経緯がございます。受人は、今回の申請についても営農計画書を提出されておりますが、こうした状況であることを踏まえてご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>ここで委員の皆さんにお諮りいたします。</p> <p>議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」のうち、申請番号113-5の案件について疑義があるため、他の案件と審議を分けて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。いいです。</p>
	<p>&lt; 異議なし &gt;</p>
議 長	<p>それでは、そのようにさせていただきます。</p> <p>まず、議案第41号のうち、申請番号113-5以外の案件について審議を行います。</p> <p>担当の委員さんから補足説明がありましたら、お願いいたします。</p>
岡土居委員	<p>今ご説明がありました113-5の件ですが……。</p>
台川委員	<p>後から。</p>
窪田委員	<p>以外、以外。</p>
議 長	<p>ちょっとそれは今、質問を受けないので。</p>
岡土居委員	<p>入っとるんじゃないん。</p>
議 長	<p>ちょっと休憩させてもらいます。</p>
	<p>&lt; 休憩 &gt;</p>
	<p>&lt; 再開 &gt;</p>

議長	再開します。 これより質疑に入ります。 議案第41号のうち、申請番号113-5以外の案件についてご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。
	< なし >
議長	ないようですので、これより採決に入ります。 議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」のうち、申請番号113-5以外の案件について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」のうち、申請番号113-5以外の案件については許可することに決定いたします。 次に、議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」のうち、申請番号113-5について審議を行います。 この案件につきましては、譲受人が過去、農地法第3条の許可を得て取得した他地区での経営状況について、事前に担当の委員さんから現地調査等を行っていただいておりますので、ご確認をいただきたいと思います。他地区の営農状況についての説明をお願いいたします。 まず、古川みどり委員さん、西条町郷曾の関係をお願いいたします。
古川委員	23番古川です。 一応、田んぼというよりは畑の格好をしてるんですが、その3分の1の畑を人が借りてつくってらっしゃいますが、あとは土を盛って、下に造成した上にバラスを敷いて、その上に盛土をして、それでそこに柿とか栗とか木を植えてあります。それからあとは、進入路だったりして、ちょっと掛り合いな感じがします。やられるんだったら、もうちょっとしっかりやってほしいなあとと思うところではありますが、ここが進入路と、あと草もありますけど、この方が刈られるんじゃないかと近くの方が、畑を借りてる人がいつも刈ってあげておられます。そういう状況です。西条町郷曾の場合は。
議長	ありがとうございました。 続きまして、台川委員さん、黒瀬町乃美尾の現況をよろしくお願いします。
台川委員	5番台川です。 写真のとおり、草は刈ってありましてきれいにはしてあるんですけど、果樹がちょろちょろっと植えてあったりで、農地利用されていない感じです。 以上です。
議長	ありがとうございました。 続きまして、脇坂委員さん、高屋町杵原の状況をよろしくをお願いいたします。
脇坂委員	21番脇坂です。 高屋町杵原の農地につきましては、今ここの写真に載ってるところは竹が生えて竹林のようになっている状況です。そのほかの農地につきましては、以前私が農業委員になったときの最初頃には一部耕作があったように思いますけども、それ以外、この年度についての耕作は全然されてなく不作付地となっております。ですから、一部畑で野菜を作っておられるところがあるんですけども、ちょっとこれは申請者が作られるというより近くの方がいつも利用されているように思われます。 それ以外についても、ちょっと荒れているような状況で、今までの条件を満たしていただいて新たに申請していただくほうが、今回の件は取得されている土地を普通に管理された上で申請をしてもらうほうがいいんじゃないかと思います。 以上です。
議長	ありがとうございました。 以上で担当地区の各委員さん、岡本委員さんが八本松があるんですが、今日は欠席されとるので、それで一応状況については説明いただきまして、次に今回の申請について担当地区の委員さんから何かあればお願いします。
岡土居委員	今、113-5のことでいろいろご意見がありましたが、私のところは、私の店の横も4,200㎡、

岡土居委員	<p>この●●さんが持っておられましたが、これも私の横ですから、今は水路だけ残っとりますが、そがいに全部きれいにする人なんです、私んところは。なぜかといいますと、私は今20年農業委員をやっておりますが、市役所が採用してから。ずっとそういう関係で、私はずっと怒るわけですよ、きれいに管理してなかったら。それはなぜかという、次の人、ほとんどが次の委員が困るわけです。そういうことで、私が切れんようにこの●●さんが8件やりましたら、1件は私がやりますという体面上、双方がそう言うていくわけです。あんた頼むけえ、ええようにしてくださいとか。そういう形で1件だけ、私はそがいにようせんから、ここは場所が悪いけえ。きれにしますというて電話が。なぜかという、私は並滝寺水系の水守の代表してます。それで私んこの水路を、田んぼを買おうと思うたら必ず反当あたりの水守料をもらうわけです。</p> <p>じゃけえ、それを各地区の人がそこを売ろうと思うとるんじゃが、水はええがにできるかのうというようなことを質問されるんで、双方に行って全部、私はやってきましたので、今までの件は1件もありません、変なところが。それでこのたびも話をしましたら、柿を植えるんじゃと言うとる。柿を植えるから、その近くに●●さんというて西条柿の会長さんでいらっしゃるんですが、それに指導を受けるように話しをしようとすうておられました。そういう関係で私のところは一切そういう今みたいな件はありませんので、ぜひこの今の件は知りませんが、この件だけは通していただきたい。</p> <p>もう一件は、この●●さんは●●歳で体もあんまり丈夫にないし、独り者ですし、恐らくこれを投げとったら、私はようせんから休耕田になったり荒廢地になるというのは目に見えておると本人さんは言われます。私はようせんから、本気でやろうという人がおったからお願いしたんですということで、今のところに、本人の情報を基に私が行って話をしました。だからそういうふうなことで、ぜひ私は今まできれいにやってきたのが今回だけ反対する私は理由がないんです、私の担当がです。よそは私は知りませんが。もう20年やっておりますが、そういうようなは一切ありません、今まで。●●さんみたいにみんなやらせて、そういうことをご理解いただきまして、賛成をぜひしていただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>今回、3条で申請されとるというのは、農地をあくまで作るということが目的なので、先ほど各、以前に買われとる農地についても、現地の確認調査により、どういうふうに農地の耕作を今度やっていかれるかどうかというんも踏まえて判断してもらって、皆さんの意見があれば続いてお願いします。</p>
大下局長補佐	<p>すいません。</p> <p>今、先ほど各担当地区の委員さんからご意見、現状のご説明をいただいたところで、本日岡本委員さんがご欠席ということで、八本松の現況をお示ししていないというふうなことで、その点だけ説明をさせていただきたいと思います。</p>
和田主任	<p>私が現地のほうを見まして、これまでの経緯も申請人さんにも確認しながらお話を伺ったことについて、ちょっと説明します。</p> <p>八本松の飯田、平成16年に取得されております。こちらについては、現在作付されておられません。草刈りは年に数回ほど依頼をされているようなんですけども、作付の様子は見られませんでした。申請人さんに確認したところ、一旦果樹は植えたんだけど枯れてしまったということで、今後の営農の計画については11月から3月の間にイチジクを作付するというで計画をされています。</p> <p>こちら、八本松正力です。平成24年に3条の許可を得て取得されております。野菜を作付する予定でしたが、機械等の出入りが困難なため効率的に営農できないという説明でございましたが、現在農地のおよそ半分の面積について駐車スペース、また庭のような使い方をされているような状況です。こちらの農地については、今後季節野菜を作付していくと申請人さんのほうから聞いております。</p> <p>続きまして、一番最近取得されたものです。平成30年12月に3条の許可を得て取得された八本松町飯田の農地です。こちらについては、一旦果樹を作付されたんですけど、草刈りを業者さんに依頼されたところ、苗木ごと伐採されてしまったということで、現在作付できていない状態ということで伺っております。今後の植付けとしては、11月から3月の間にイチジ</p>

和田主任	クを作付されるということで伺っております。 八本松の農地については、ちょっと私のほうから説明させていただきました。
議長	それでは、これより質疑に入ります。 ご意見がありましたら。
古川委員	23番古川です。 それじゃあ、高屋のほうの竹やぶになってますが、あっこはどうされるっていう話になってますか。
和田主任	こちらの竹やぶの状態になっているところなんですけど、伐採を行い栗を作付されるということで計画をされています。
古川委員	計画っていうことは、後で確認はするんですか、実施しちゃった場合。至るところがうまくできてないので、全部中途半端なので、それがうまく全部いいがに機能がいけば今の土地を買ってもらおうということをしてもらったらいいと思うんですけど、このまんまでは悪く言えば利用されているような気もします。だから、もうちょっと確実にきれいになってから次の話を進めてくださいって言いたいです。
議長	ありがとうございました。 ほかにはご意見等がありましたら。
岡土居委員	もう一回、駄目ですか。
議長	はい、どうぞ。
岡土居委員	もう一回、駄目ですか。今いろいろ意見が出たようですが、それは私が今まではずっと農業委員は地元推薦から成ります。今は自己推薦、それじゃったら自分のためのもんで、ほんなことを言うたら皆さん怒ってかも分かんが、そりゃあ、ちゃんともしたりするんです。私のところは一人ですから、それは今まで黙っとって、このたびよそのまでええがんにせえというて、そりゃあ前の方がやったんか今の人か、そりゃあ分かりませんが、それをしとって、このたびよそのまでいけんというのは私は職員の怠慢じゃ思うとんです。それともう一点は本当に今の●●さん、年寄りの一人もんでお金もない。必ずどうもできんから荒廢地になるのは分かるとる。それをそれじゃあいけんって、私が全責任を持ちます。そりゃ、その●●さんも気の毒なんです、高齢で自分じゃあできんから。それで、私が全責任を持ってええがにしますんで、そうでなきゃあ、もう●●さんが同じこと、畑が山になりますよ、そういうのをしたんではどうにもなりませんので、私が全責任を持ってちゃんとしますんで、よろしく願いいたします。 以上です。
議長	どうも。 ほかには何か意見があれば、質疑をお願いします。
	< なし >
議長	それでは、ご質問も、先ほどいろいろな意見が出たんですが、ほかにはないので、それでは採決に入ります。 議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」のうち、申請番号113-5について許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 少数挙手 >
議長	賛成少数ですので、議案第41号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」のうち、申請番号113-5の案件については不許可とすることに決定いたします。 採決の結果、申請番号113-5の案件については不許可とすることに決定いたしました。不許可とする場合は申請人に対しその理由を適切に提示しなければならないこととなっています。したがって、不許可とする理由について委員の皆さんに確認をさせていただきたいと思っております。 不許可の理由について、過去営農計画を提出し、農地法第3条第1項の許可を得て取得した農地について、現に耕作が行われず、また遊休農地判定を受けた農地があること、さらに農地転用の許可を得ることなく事実上転用されている農地があることから、農地法第3条第2項第1号に照らして、譲受人が農地取得後において耕作等の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用し、耕作を行っているとは認められないためということでよろしいでしょうか。

	＜ 異議なし ＞
議 長	はい。それでは、そのようにさせていただきます。
岡土居委員	すいません。 今、否決になったのは分かるんですが、今後どうしたらいいでしょうか。
古川委員	23番古川です。 だから、今、使ってらっしゃる土地がたくさんありますけど、それを皆植付けするなり、いいがに処置をされて、それから新たに申請を、今回の113-5の申請を出されたらいいと思います。でないと、なかなか納得できません。
岡土居委員	よそのことを私は言ようるんじゃない。
古川委員	いや、よそのこと……。
岡土居委員	自分のことを言ようるんよ。
古川委員	農業委員会は東広島のことを審議する場なので、やっぱりいろいろ考えていかないといけないので、自分とこだけよくなったらいいいという問題じゃないと思います。
議 長	一応、今の件につきましては終了いたします。 次に、議案第42号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
大 下 局 長 補 佐	議案の7ページをお願いいたします。 議案第42号農地法第4条の規定による許可申請でございます。 座って説明をさせていただきます。 8ページをお願いいたします。 今月は2件の申請がございました。 申請番号16-1と17-2は、申請者は異なりますが同一目的による転用事案でございますので、一括して説明をさせていただきます。 いずれも、●●における農地改良のための一時転用事案でございます。 申請地は、この西側にあります●●の境から東に約1km進んだところに位置する農用地区域内の農地でございます。申請番号16-1の申請者は現在広島市に、17-2の申請者はその近隣にお住まいの方でございます。 こちらにあります16-1が、こちらが東側になるんですが、東から3枚の田の改良でございます。次の17-2が、その隣接する真ん中の土地の隣接地になっております。 いずれにおきましても、慢性的な水不足にあり、田としての耕作が難しい状況にあるということで、このたび●●の山林開発で生じた残土を搬入してかさ上げを行い、今後は畑として利用したいということで、この一時転用許可申請をされたものでございます。 こちらが現地の一番東側の田、こちら西側、真ん中の田ですが、ご覧のように申請地におきましては許可を得ることなく事業に事前に着手がされておりましたことから、始末書を徴取し、今回の法令に基づく適切な手続ということを指導して申請をさせております。 こちらは17-2ということで、これも事前に着手がされている状況でした。他の田は一部土が入り込んでいるところもありますが、この計4筆につきましては、これらの土地が農業振興地域整備計画における農用地区域内の農地であり、農地法施行令第4条第1項第1号イに規定する仮設工作物の設置、その他の一時的な利用に供するために行うもので、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、農用地区域内農地の不許可の例外に該当するものでございます。 以上の2件につきまして、利用目的を達成する上で申請地を一時転用することが必要であること、また一時転用後は農地として利用されると認められることなどから本議案を提出するものでございます。 なお、第1種農地における転用は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされております。今月分は、いずれも意見聴取を行い、異議がなければ許可をするものとなっております。 説明は以上でございます。
議 長	ただいま事務局から説明がありました。 担当地区の委員さんより、必要があれば補足説明等をお願いいたします。

	< なし >
議 長	それでは、ご質問はないようですので、ご意見があればお願いいたします。
	< なし >
議 長	ないようですので、議案第42号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、いずれも広島県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取の対象となっておりますので、許可意見を付して意見聴取し、その回答が許可されることに異議ありませんとのことであれば許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 多数挙手 >
議 長	賛成多数ですので、議案第42号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、その回答が許可することに異議ありませんということであれば許可することに決定いたします。 次に、議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
津 山 主 査	それでは、総会議案の9ページをご覧ください。 議案第43号について説明いたします。 今月は29件の申請がございました。 内訳につきましては、総会議案の17ページをご覧ください。 内容については、座って説明させていただきます。 125-1について説明します。 建て売り住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、土木建築業を営む会社です。このたび、本申請に建て売り住宅5棟を建築、販売するため転用しようとするものです。申請地は、●●の南に位置する第2種農地です。なお、開発許可の申請につきましては、担当部局に提出されております。 続いて、126-2、127-3は同一案件ですので、一括して説明します。 太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の南東に位置する第2種農地です。 続いて、128-4について説明します。 共同住宅への転用事案です。受人は●●に居住されています。このたび、共同住宅1棟の建築とともに駐車場を整備するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の北東に位置する第2種農地です。なお、建築許可の申請につきましては、担当部局に提出されております。 続いて、129-5について説明します。 残土処分場への一時転用事案です。受人は●●に本店を置き、土木建築業等を営む会社です。このたび、隣接地の宅地造成に伴い、不要となる表土部分を隣接する休耕中の本申請地に搬入することとし、令和4年2月28日まで残土処分場として一時転用しようとするものです。なお、完了後は栗を植樹し管理していく計画です。申請地は、●●の東に位置する第2種農地です。なお、土砂条例の申請につきましては、担当部局に事前協議され、許可申請不要との判断を得ております。 続いて、130-6について説明します。 農業用施設への転用事案です。受人は●●に居住されています。このたび、息子世帯との同居に伴い、既存の農業用倉庫の場所に自宅を増築するため、申請地に新たに農業用倉庫を建築する計画です。申請地は、●●の南東に位置する第2種農地です。 続いて、131-7について説明します。 太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の北西に位置する第2種農地です。なお、地番9163番の1は、農地法の手続を取ることなく農業用施設が建築されており、このたびの計画で取壊しとなりますが、所有者からの始末書を徴取し、農地法の手続について指導をしています。 続いて、132-8について説明します。 資材置場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、水道工事業を営む会社です。この

津山主査

たび、事業所に隣接する本申請地を資材置場として使用するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の南東に位置する第2種農地です。なお、申請地を先月の大雨により池からあふれ出た土砂の置場等で使用しており、受人から始末書を聴取し、農地法の手続について指導しています。

続いて、133-9について説明します。

駐車場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、●●に物流施設を持つ卸売業を営む会社です。このたび、事業拡大に伴う新たな物流施設を建設予定で、申請地は駐車場として利用する計画です。申請地は、●●の北西に位置する第2種農地です。

続いて、134-10について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に居住されています。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の北西に位置する第2種農地です。

続いて、135-11から139-15は同一案件ですので、一括して説明します。

建て売り住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、土木建築業等を営む会社です。このたび、本申請地に建て売り住宅18棟を建築、販売するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の南西に位置する第2種農地です。なお、開発許可の申請につきましては、担当部局に提出されております。

続いて、140-16について説明します。

資材置場及び駐車場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、鉄工業を営む会社です。現在、資材置場及び駐車場が手狭となっているため、事業所に近接する本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南西に位置する第2種農地です。

続いて、141-17から143-19は、同一事業者による事業であり関連しますので、一括して説明いたします。

太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置し、合計8つの発電所とするため、転用しようとするものです。申請番号141-17は、●●の北西に位置し、4つの発電所を設置する計画で、142-18は●●の北東に位置し、3つの発電所を設置する計画で、143-19は●●の西に位置し、1つの発電所を設置する計画で、全て第2種農地です。なお、申請番号143-19は、申請地内に利用できない段差があり、有効活用面積は小さくなっています。

続いて、144-20から147-23は同一案件ですので、一括して説明します。

建て売り住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、建築業等を営む会社です。このたび、本申請地に建て売り住宅25棟を建築、販売するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の北西に位置する第2種農地です。なお、開発許可の申請につきましては、担当部局に提出されております。また、申請地の一部（916番の1の一部）は、所有者が既に車を止める場所として使用しており、所有者から始末書を聴取し、農地法の手続について指導しています。

続いて、148-24から151-28は同一事業者による事業であり関連しますので、一括して説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置し、2つの発電所とするため、転用しようとするものです。申請地は、148-24は●●の西に位置し、149-25から151-27は●●の西に位置する、それぞれ第2種農地です。

続いて、152-28について説明します。

太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、土木建築業や売電事業を営む会社です。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の北西に位置する第3種農地です。なお、申請地は、農地法の手続を取ることなく土が入れられており、所有者に始末書を提出させ、農地法の手続について指導しています。

続いて、153-29について説明します。

駐車場への一時転用事案です。受人は申請地周辺の下水道工事の施工に当たり、道路を掘削作業等で一定期間封鎖する必要があるため、自宅への車の出入りが困難となる方に対し、

津山主査	<p>本申請地を駐車場用地として令和4年3月31日まで一時転用をしようとするもので、転用後は畑として復元する計画です。申請地は、●●の東に位置する第3種農地です。</p> <p>以上、説明しました29件につきまして、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えます。なお、一体事業として30ha以上の農地を転用する場合や第1種農地における転用は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月は上程議案中、番号129-5、135-11から139-15、144-20から147-23、149-25から151-27を意見聴取いたします。</p> <p>以上、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんから、必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	< なし >
議長	<p>ご質問、ご意見がないようですので、それではご意見があればよろしくお願いします。ほかにありましたら。ないですか。</p>
	< なし >
議長	<p>それでは、ご意見がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、129-5、135-11から139-15、144-20から147-23、149-25から151-27については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議長	<p>全員賛成ですので、議案第43号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、129-5、135-11から139-15、144-20から147-23、149-25から151-27については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については、許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第44号「農地法関係事務処理要領の一部改正について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
大下局長補佐	<p>18ページをお願いいたします。</p> <p>議案第44号農地法関係事務処理要領の改正についてでございます。</p> <p>座って説明をさせていただきます。</p> <p>19ページをお願いいたします。</p> <p>本日、議場配付をさせていただきました農地法関係事務処理要領につきましては、農地法に基づく許可事務の取扱いを県内で統一適用化のため、広島県の農地法関係事務処理ガイドラインを基に作成をしております。</p> <p>このたび、広島県のガイドラインが改正され、8月1日から適用されたことに伴いまして、本委員会の事務処理要領も同様に改正しようとするものでございます。</p> <p>主な改正点でございます。</p> <p>1点目といたしまして、農地法第3条第1項の許可が不要となる場合につきまして、これは最高裁判所における確定判決に基づき、共同相続人間における相続分の譲渡の記述を加えるものでございます。</p> <p>2点目といたしまして、農地を養殖池に転用する場合の取扱いについて、国の通知に基づき、容易に農地に復元できる形状変更による転用は、一定の要件の下、農用地区域内の農地においても10年以内の一時転用として許可ができるものとし、その基準を明記するものでございます。</p> <p>3点目といたしまして、農地所有適格法人の行う農業に関連する事業について、農地法令の改正に基づき、農地所有適格法人がその後行う農業に関連する事業として行うことができる事業といたしまして、バイオマス発電、熱供給事業、営農型太陽光発電事業を加えるものでございます。</p> <p>4点目といたしまして、農作物栽培高度化施設の屋根または壁面に太陽光発電設備等を設</p>

大 下 局 長 補 佐	<p>置する場合等の取扱いについて、これも国の通知に基づき農作物栽培高度化施設の屋根または壁面に太陽光発電設備等を設置する場合において、当該太陽光発電設備等の設置を農作物栽培高度化施設のものとして取り扱う場合の基準を明記するものでございます。</p> <p>5点目といたしまして、農地転用に係る工事完了前の取扱いについて、農地転用許可を受けた土地について、転用に係る工事完了前に農地判定を行うことは適切でないということを明記するものでございます。</p> <p>以上の主な事務処理要領の改正のほか、その他の改正事項といたしまして、国の各行政手続における押印欄の廃止に合わせて、農地法に基づく申請届出等の様式を改正し、農地法においても押印欄を廃止するとともに申請人の自署も不要という取扱いに変更いたします。</p> <p>以上の改正につきましては、ご議決をいただきました場合は本日から適用することとしております。</p> <p>なお、別冊として農地法関係事務処理要領の新旧対照表を配付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。</p>
岡土居委員	<p>ちょっと教えていただきたいんですが、例えば、法務局の照会なんかは私のほうにありますよね、それは、ちょっと私が見に行きましたら、もめたときはどっちが権限が強いんですか、市役所が強いんですか、それを教えていただきたい。私は、全部行きますから。何なら市が決めないかんといけんとするんですが、どうですか。</p>
大 下 局 長 補 佐	<p>今ご質問いただいたのは、農地法……。</p>
岡土居委員	<p>大きな声して。聞こえやあせん。</p>
大 下 局 長 補 佐	<p>今ご質問いただいたのは、権限のお話、法務局と農業委員会の関係ということだというふう理解しておりますが、地目変更するかどうかは最終的に決定するのは法務局ということになっております。法務局は、農地についての地目変更の申請があった場合は農業委員会に事前に、農地かどうかの確認をするということにはなっておりますので、農業委員会に照会が来るということになっております。けども、農業委員会の回答した農地、非農地の判定をそのまま法務局が採用するかどうかについては、法務局の権限となっておりますので、法務局が最終的に現地を見て決定するということになっております。</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p>
岡土居委員	<p>今の説明じゃあ納得できません。当たり前のことじゃないですか、今の。じゃあ、何のために農業委員はおるんですか。現地視察で忙しいのだから。言うんじやったら、どっち言やあええんですか。私が聞きたいのは、どっちが権利を持つのか、ある程度の、五分五分で六、四になったとき、どっちが意見の集約をするのか、それが聞きたいと言よんです。だから、法務局が採用、そがいなんは分かっています。</p>
局 長	<p>ちょっと私から説明させていただきますが、法務局から地目変更の照会があったときに、法務局から農業委員会にまず照会があります。事務局だけでその土地を、農地とか非農地とかの判定はできないので、その担当地区の委員さんと一緒に、事務局の担当者と共に現地確認させていただいて、農業委員会としての意見としては、そこが農地が非農地かというのを判定して法務局に回答します。さっき説明しましたように、最終的に地目を変えるのは法務局なので、農業委員会の意見とは異なることもあり得ます。それはもう、農業委員会が農地と行ったから絶対法務局は農地とするということにはどうしても権利上なりませんので、そこらへんはご理解いただければと思います。</p>
岡土居委員	<p>今、局長が言っちゃった、職員にちゃんと今のことを説明してやってください。そりゃあ、あれもしょっちゅういろいろ変わるから、職員なんて。よう分からんのやったら、分かりにくいと思うんです。今の全部が悪い訳じゃないんですよ、以前から私そういうふうなずっと疑問に思うとったんです。前の人があるのとおりをして、それで次の人は同じことを。複雑なことですから、ちゃんとそれを、説明を職員さんにしてください。お願いします。</p> <p>以上です。</p>

議 長	いいですか。ありがとうございました。
高尾委員	22番の高尾です。 改正のところの一番初めの不要になる場合のについて、不要になるときの中身を、具体的にちょっと話を説明してもらいたいです。文章じゃちょっとよく分からん。
大 下 局長 補佐	農地法3条の1項の許可が不要となる場合というものについてですけど、農地法3条というのは農地の所有権移転などをする場合には必ず許可を取るとことはもちろんうたっておるんですが、その許可を取らなくてもいい場合というのが法令に基づいて規定してあるものと、裁判等で確定判決を受けて事実上認められた、法規案として認められたものがございます。 このたびは、共同相続人間における相続分の譲渡というものが付け加えて記載をしたんですが、共同相続人というのは通常死亡なりで相続が発生いたしますと、法定相続人は配偶者及びその子、これが第1順位、第2順位として相続を受ける側として法的に決められております。 例えば、亡くなられた方がいらっしゃって、その奥さんがいらっしゃって、その子が例えば2人いらっしゃる場合でしたら、奥さんとその子2人に相続権がそのまま法的に下ります。下りるんですが、その相続分を結局どうやって譲渡、最終的な分配をするかというのは相続協議などを行って最終的に決まるところなんですけど、その相続分が最終的に確定するまでは共同相続人という呼び方をしまして、奥さんが法的に言えば2分の1ですが、2分の1ほど法的に相続を受ける権利があるので、登記上は相続2分の1と記載されます。亡くなられたときの整理をするのに。お子さんが2人おったら、それぞれ残り半分ずつなので4分の1ずつほど相続権を得るという形で、そういった協議が行われる場合も多いということなんですけど、その登記が行われた相続分が、最終的に何人かが相続放棄を行ったとか、遺産分割協議でその配分が法律で定めてある配分とは違うものになったときは、最終的に登記を、相続分を変えていく形になっています。 例えば、子供1人が相続放棄を行いますと、4分の1もらえる権利があつて、そのように登記簿に記載してあつた持分が、残り2人の方に自動的に移転するというようになってくるわけですが、その持分が移転するときに、農地法の言い方をすれば農地の所有権決定には許可が必ず要するというようになってますので、これの許可を取らないと持分の移転ができないということが争いになったことがあります。結論としては共同相続人、つまり本来相続権を持つ人たちの持分が確定して、相続分の譲渡が行われるような場合、このような場合に、もちろん3条の許可を取る必要はないという形でこの総会を通すことなく持分が移転できるというものになっておりますが。
高尾委員	ほじゃけん、子供の分の登記が4分の1もらえるとした場合に、あと2分の1ずつになるかな。違うな、2分の1になるかなと。半分じゃけえ、大分……そのときになったら、なるよと、なって、許可をするときに許可が要らない。
大 下 局長 補佐	そうですね。おっしゃるような意味合いで、相続分の持分が最終的に確定するまでにすぐ決まらない場合があつて、その間の登記はどうなってるいかというと、亡くなられた方の農地は相続権を持つ方に移転するわけですけど、そこで法定相続分の記載がされるんです、通常は。奥さん2分の1、お子さん4分の1ずつと。そういうところの3人の共有者が絡んで、2分の1と4分の1と4分の1という共有者の関係が記載されるわけですけども、最終的には遺産分割協議などでその持分が大きく変わる場合がございます。 そうすると、法務局に行つてその登記簿を変えに行かれるわけですけども、そのときに農地の権利の移動は3条許可が要りますよとって法務局が受け付けないというような事例が発生しておつたんですが、これが争いになった結果、もともと相続というんで農地を取得する方は許可を得る必要はないのであるから、その相続分が変わつたことによって持分が変わる場合についても、当然3条の許可は必要ないという判断が下されたということですので、あくまで相続で発生した持分の移動は3条許可は要らないということになったということでございます。
高尾委員	決定するまでは許可が要らんということね。
大 下 局長 補佐	相続による持分の移動については、法定相続人である限り要らんということです。

議 長	<p>それでは、ほかにご意見がないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第44号「農地法関係事務処理要領の一部改正について」は、議案のとおり広島県の農地法関係事務処理ガイドラインを準用して改正することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>&lt; 多数挙手 &gt;</p>
議 長	<p>賛成多数ですので、議案第44号「農地法関係事務処理要領の一部改正について」は、議案のとおり改正することに決定いたします。</p> <p>ここで農業委員の皆さんにご協力いただきたいことがあります。</p> <p>豊栄第2地区（別府、乃美尾地区）の農地利用最適化推進委員である土井浩文委員さんから会長宛てに辞職願が提出されております。</p> <p>委員の皆さんにお諮りいたします。</p> <p>「農地利用最適化推進委員の辞任の同意について」を議案として追加上程をご審議いただきたいと思っておりますので、ご異議ございませんか。</p>
	<p>&lt; 異議なし &gt;</p>
議 長	<p>それでは、「農地利用最適化推進委員の辞任の同意について」を議案第45号として追加上程します。審議することといたします。</p> <p>ただいまから議案を配りますので、しばらくお待ちください。</p> <p>皆様、お手元に議案は届きましたでしょうか。ありがとうございました。</p> <p>それでは、この案件につきましては私から説明をさせていただきます。</p> <p>7月総会において瀬戸委員さんの辞任について同意をいただき、欠員補充につきましては豊栄地区の委員の皆様の意見を踏まえ、農業委員会として要望する趣旨のご了解をいただきました。その後、豊栄地区の委員皆さんで協議され、欠員補充を希望するという意見を伺い、市担当部局に農業委員会として要望したところでございます。これを受けて、豊栄地区として瀬戸委員さんの後任に推進委員の土井さんをとということで推薦され、本人としても了解され、このたび農業委員に応募する意向を固められ、推進委員を辞任するものであります。</p> <p>私からの説明は以上でございます。</p> <p>ほかの委員さんから補足説明等がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議 長	<p>それでは、本案件についてご意見等がありましたらお願いをいたします。ほかにはないようですか。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議 長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第45号「農地利用最適化推進委員の辞任の同意について」、本案に同意することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>&lt; 全員挙手 &gt;</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第45号「農地利用最適化推進委員の辞任の同意について」は同意することに決定をいたします。</p> <p>続きまして、日程第4、報告に入ります。</p> <p>報告第28号から報告第33号について、事務局の説明を求めます。</p>
大 下 局 長 補 佐	<p>資料の報告事項をお願いいたします。</p> <p>報告第28号から報告第34号までは、東広島市農業委員会事務局規程第7条の規定に基づき、事務局において専決処分をいたしました。そのうち私からは、報告第28号から報告第33号までの概要を報告させていただきます。</p> <p>座って報告をさせていただきます。</p> <p>1ページをお願いいたします。</p> <p>報告第28号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。</p> <p>2ページをお願いいたします。</p> <p>市街化区域内における農地法第4条による農地転用届は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容については、ご覧のとおりでございます。</p>

<p>大 下 局 長 補 佐</p>	<p>3ページをお願いいたします。 報告第29号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 4ページと5ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月分は8件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 6ページをお願いいたします。 報告第30号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。 7ページから9ページまでをお願いいたします。 法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は15件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 10ページをお願いいたします。 報告第31号「西条税務署からの農地等の現況に関する照会に対する回答について」でございます。 11ページをお願いいたします。 西条税務署からの農地等の現況に関する照会は、今月分は1件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 12ページをお願いいたします。 報告第32号「農地転用届出の受理について」でございます。 13ページをお願いいたします。 農業用施設への転用届は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 14ページをお願いいたします。 報告第33号「農地改良届出の受理について」でございます。 15ページをお願いいたします。 農地改良届は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 私からは、以上でございます。</p>
<p>定 井 局 長 補 佐</p>	<p>それでは、私からは報告第34号についてご説明申し上げます。 本件も、東広島市農業委員会事務局規程に基づき、専決処分したものでございます。 座って説明をさせていただきます。 報告事項の16ページからとなります。 これは、農地利用状況調査において調査した結果、再生利用が困難な農地、非農地としてご報告いただいた農地につきまして、事務局において改めて現地確認をし、非農地として判断したものでございます。 今回も、前回同様、志和町内地区の農地につきまして、17ページの下に記載しておりますように、田8筆4,412㎡、畑9筆2,721㎡、合計17筆7,133㎡を非農地として判断するものでございます。これらの農地につきましては、所有者の方へ非農地の通知を行うとともに、法務局等の関係機関へ情報提供を行っております。なお、担当の農業委員さんへは、位置図、現地確認をした際の写真等の資料を基に事務局から説明をさせていただき、非農地判断に同意する旨の確認書をご提出いただいております。 説明は以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、日程第5のその他に入ります。 何かございませんか。</p>
<p>吉 高 委 員</p>	<p>16番吉高です。 今、推進委員を中心に現地調査が行われとってございますけど、そのことに関することなんですけど、数週間前に日本農業新聞に、三原か尾道かどちらかと思うんですけど、委員の負担を軽減するために現地調査、タブレットとドローンを使って調査してというような記事が載ってたんですけど、東広島市としてはどういった今状況にあるのか。今後はどういう展開を、そのことに関して考えておられるのか。その点をちょっとお聞きしたいなというふう</p>

	に。
定 井 局 長 補 佐	ドローンとタブレットということで農業会議のほうからも、そういったタブレットを使用等の情報が全国的にも、でもそこはまだ検討課題といいますか、まだ検討してるところもございまして、すぐすぐにタブレット等を使った農地パトロールを実施することにはまだ決定はしていませんけれども、将来的にはそういうことも可能性として検討していかなければならないのかなというふうには考えております。
議 長	じゃあ、よろしいですか。 その他、ありませんでしょうか。
	< なし >
議 長	ないようでしたら、委員の皆様には長時間にわたり審議、誠にご苦労さまでした。 それでは、大月会長職務代理者から次回の総会についてのご報告をお願いいたします。
大 月 職 務 代 理 者	失礼いたします。次回9月総会は、9月29日水曜日10時から市役所本館3階の303会議室で予定しております。開催場所が8階ではございませんので、皆さん間違えのないように確認のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 以上で8月総会を閉会いたします。

議事録署名者 議長 \_\_\_\_\_

議事録署名者 委員 \_\_\_\_\_

議事録署名者 委員 \_\_\_\_\_

議長(会長) 18番 在間 輝昭 委員 19番 仲伏 英雄 委員